

第8章 東海地震に関する対策計画

第1節 東海地震の被害想定

第1 基本的な考え方

1 被害想定調査報告書の目的

県は、中央防災会議（内閣府）による新たな東海地震の想定震源域や想定震度分布の公表、東海地震防災対策強化地域の見直しなどを踏まえ、平成15年度、16年度の2か年計画により東海地震の被害想定調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」をまとめた。

今後、市は、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を市が進める具体的な地震防災対策に資する基礎資料とし、食料・防災資機材の備蓄、耐震化対策等を推進する。

2 調査の前提条件等

(1) 調査の前提条件

本調査の前提条件は、次のとおりである。

想定地震	東海地震（マグニチュード8.0）
想定季節・時間帯	①冬の朝5時、②春秋の昼12時、③冬の夕方18時
予知ケース	①予知なし、②予知あり

なお、今回想定した東海地震は、国の中央防災会議が平成13年に見直しを行った新しい想定震源断層モデルを前提としている。

(2) 想定項目

県は、次の項目について想定を実施した。

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① 地震動・液状化の想定 | ⑥ 交通施設被害の想定 |
| ② 斜面崩壊の想定 | ⑦ 人的被害の想定 |
| ③ 建物被害の想定 | ⑧ 生活支障の想定 |
| ④ 火災の想定 | ⑨ 災害シナリオの想定 |
| ⑤ ライフライン施設被害の想定 | |

3 参考時の留意点

本調査報告書を参考にする場合、次の点などに留意する必要がある。

- 本調査における想定調査は精度の確保を図ってはいるが、あくまでも一つの予測（目安）であるため、実際の発災時には地震動をはじめ被害の状況が想定と異なることも当然予想される。本調査は、被害の想定のみを目的としたものではなく、これを前提条件として地震災害に対する正しい認識を啓発し、具体的な対策へ発展することを目的に実施したものであること。
- 本調査では、建物被害、人的被害などの想定手法の多くにおいては阪神・淡路大震災を基にしているが、同じ直下型の新潟県中越地震と阪神・淡路大震災と比べると被害状況が異なっている点もうかがえ、また阪神・淡路大震災は直下型地震であり、東海地震は海溝型地震であるため、地震の発生規模や発生パターンによっては被害の傾向が異なる可能性があること。

- 本被害想定の定量的数値には余震の影響は考慮されていないため、余震の影響が大きい場合、余震による直接的な物的被害等が発生したり、ライフラインの復旧をはじめ災害対策活動が円滑に進まず復旧が長期化したりするなどの影響が考えられること。

第2 想定地震である東海地震について

1 東海地震発生の切迫性

東海地震は、100～150年周期で発生すると考えられており、前回「安政東海地震」(1854年)から160年以上が経過しており切迫性が高いため、早急な対策を進める必要がある。

2 東海地震防災対策強化地域の指定状況

山梨県においては、本市を含む27市町村中25市町村(平成23年4月1日現在)が震度6弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられる。

第3 想定結果

県が被害想定調査した本市の想定結果は、次のとおりである。

1 地震動・液状化の想定

県が行った本調査の震度分布と中央防災会議から公開されている震度分布とを総合評価した結果、震度分布状況を県全域で見ると、震源域の距離からの関係により南が高く、北が低い傾向にあり、本市においても南部の甲西地区・若草地区・楡形地区等で震度6弱、その他の地区で震度5強となっている。

また、液状化の危険度については、市東部地域の平野部において「液状化危険度は小」となっているが、釜無川沿い等においては「液状化危険度は大」とされる箇所も見受けられる。

2 斜面崩壊の想定

地震の発生によって急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所が崩壊する危険度の判定結果によると、危険性の高い急傾斜地崩壊危険箇所が17か所と、市内の危険箇所の約4割が危険性の高いランクAに属している。

また、急傾斜地崩壊危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は市内で全壊1棟、半壊3棟とされる。

なお、危険箇所の全箇所に対策工が実施された場合は、市内では半壊2棟のみに減じると想定されるため、関係機関による早期対策の実施を促進する必要がある。

地震時の危険度ランク別箇所数

	ランクA	ランクB	ランクC	計
急傾斜地崩壊危険箇所数	17	14	12	43
地すべり危険箇所数	0	1	0	1
計	17	15	12	44

※ ランクA：危険性が高い ランクB：危険性がある ランクC：危険性が低い

斜面崩壊による人家被害戸数

	全壊棟数	半壊棟数
南アルプス市	1棟	3棟

3 建物被害の想定

本市における建物は、約86%以上が木造建物であり、また新耐震基準（昭和56年）以前の古い木造建物が約42%を占めている。

想定結果によると、市内では255棟が全壊し、1,740棟が半壊すると想定され、その多くが木造建物とされる。また、揺れによって186棟が全壊し、1,604棟が半壊するなど、建物全壊の原因は、揺れによるものが約73%を占めている。

市内における建築年代別の建物棟数

	昭和25年以前	昭和25～45年	昭和46～56年	昭和57年以降	合計
木造	1,478	2,435	4,338	11,348	19,599
RC造	49		63	99	211
S造	37		178	683	898
軽量S造	14		180	1,388	1,582
その他	5	83	72	469	629
合計	1,490	2,611	4,831	13,987	22,919

揺れ・液状化による全壊・半壊棟数

	全壊棟数(全壊率)						半壊棟数(半壊率)					
	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量S造	その他	合計
揺れ	162 (0.8)	1 (0.5)	5 (0.6)	16 (1.0)	2 (0.3)	186 (0.8)	1,516 (7.7)	4 (1.9)	30 (3.3)	32 (2.0)	22 (3.5)	1,604 (7.0)
液状化	59 (0.3)	1 (0.5)	4 (0.4)	4 (0.3)	1 (0.2)	69 (0.3)	118 (0.6)	1 (0.5)	6 (0.7)	9 (0.6)	2 (0.3)	136 (0.6)
計(揺れ+液状化)	221 (1.1)	2 (0.9)	9 (1.0)	20 (1.3)	3 (0.5)	255 (1.1)	1,634 (8.3)	5 (2.4)	36 (4.0)	41 (2.6)	24 (3.8)	1,740 (7.6)

4 火災の想定

県が想定した①冬5時、②春秋12時、③冬18時の3種類の季節・時間帯のうち、暖房器具が利用され、かつ最も調理器具が利用される冬18時に最も多く出火し、大規模な延焼火災は発生しないものの11棟が焼失すると想定される。

	全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
		木造	非木造		
冬 5 時	1	1	0	1	5
春秋 12 時	1	1	0	1	5
冬 18 時	5	2	1	3	11
予知あり	0	0	0	0	0

5 ライフライン施設被害の想定

(1) 上水道

地震発災直後には、市内で 19,152 戸 (86.5%) と多くの世帯で断水すると想定される。また、発災 1 日後においては 12,793 戸 (57.8%) が、発災 1 週間後においても 1,171 戸 (5.3%) が断水すると想定される。

上水道機能支障予測結果

需要家数	断水需要家数 (断水率)			
	直後	1 日後	2 日後	1 週間後
22,138 戸	19,152 戸 (86.5%)	12,793 戸 (57.8%)	12,545 戸 (56.7%)	1,171 戸 (5.3%)

注 配水管延長：445.0km、被害箇所数：212.1 か所、被害率：0.48%

(2) LPガス

LPガスの要点検需要家数は、1,879 戸 (8.7%) と想定される。LPガスは、主に建物の全・半壊することによって点検を要する被害が発生するため、被害の地域分布は建物被害に似た傾向となる。

LPガス機能支障予測結果

LPガス需要家数	要点検需要家数	LPガス機能支障率
21,594 戸	1,879 戸	8.7%

(3) 電力

電柱、地中配電線・架空配電線の物的被害等により、13,655 口 (45.3%) と半数近くの需要家において機能障害 (停電) が発生すると想定される。

電力機能支障予測結果

需要家契約口数	停電率	停電需要家契約口数
30,124 口	45.3%	13,655 口

(4) 電話等情報通信

電柱、地中ケーブル・架空ケーブルの物的被害等により、一般電話施設における通話機能支障は、1,434件(4.9%)生じるとされ、また輻輳により数日間はおかかりにくい状況になると考えられる。

また、携帯電話は、無線と有線の併用による通信システムであるため、一般電話よりも地震の影響は受けにくいと思われるが、過去の地震の例からも一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し、輻輳が発生すると予想される。

一般電話機能支障予測結果

加入件数	通話機能支障率	通話機能支障件数
29,166件	4.9%	1,434件

(5) 下水道

下水道施設における物的被害・機能支障は、液状化による管きょ被害の発生(市内における土砂堆積延長は約1.9km)し、排水困難となる下水道機能支障人口は約240人と想定される。

下水道機能支障予測結果

下水道処理区域人口	下水道機能支障人口	被害率
22,292人	241人	1.1%

6 交通施設被害の想定

(1) 道路施設

県は、第1次、第2次緊急輸送道路指定路線及びその延長路線を対象に、通行機能障害を想定した。調査では震度及び液状化危険度で通行支障を想定し、影響度ランクを次の4つに分類して判定した。

影響度ランク	意味
AA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送にも重大な影響が発生する可能性がある区間
A	大規模な被害が発生する可能性がある区間、あるいはかなりの確率で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
B	軽微な被害が発生する可能性がある区間、あるいはまれに被害が発生する可能性がある区間
C	被害が発生する可能性がほとんどない区間

市域内においてランクA、ランクBと想定される区間は、次のとおりである。

ア ランクAの区間

市域内で、ランクAと想定される区間は、次のとおりである。

- 甲斐早川線の築山地区の一部区間
- 国道52号(甲西道路)の富士川町境付近

イ ランクBの区間

市域内で、ランクBと想定される区間は、次のとおりである。

- 韮崎南アルプス富士川線のほぼ全区間
- 韮崎南アルプス中央線のほぼ全区間
- 富士川南アルプス線の全区間
- 甲府南アルプス線のほぼ全区間
- 甲斐早川線の韮崎南アルプス富士川線交点付近と、築山地区から芦安支所の区間

(2) 河川

県は、県内の主要な河川を対象に、液状化危険度判定結果、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の危険度判定結果をもとに影響可能性について評価した。

調査結果によると、田富町（現：中央市）境・市川大門町（現：市川三郷町）境の釜無川において液状化の影響により被害が発生する可能性が、また御勅使川の沓沢地区においては斜面崩壊により河道がせき止められて被害が発生する可能性があるとして想定される。

7 人的被害の想定

(1) 死傷者

人的被害が発生する最大ケースは、朝5時（予知なしの場合）で、死者12人、重傷者38人、軽傷者326人と想定され、死傷の原因はほとんどが建物被害に起因すると想定されている。

また、予知があった場合は、死者4人、重傷者14人、軽傷者125人と想定され、予知によって事前に的確な行動が取れることで、大幅に軽減される可能性がある。

死傷者数の低減を図るため、建物の耐震補強・耐震性の向上等のほか、家具転倒防止器具設置の対策など、低減効果があり、比較的簡単にできる対策の実施を住民に対して啓発していく必要がある。

死傷要因別死傷者数

(単位：人)

		5 時			12 時			18 時		
		死 者	重傷者	軽傷者	死 者	重傷者	軽傷者	死 者	重傷者	軽傷者
建物被害	予知なし	10	36	324	3	25	221	3	23	211
	予知あり	4	14	124	1	9	85	1	9	81
火 災	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	予知あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	予知なし	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	予知あり	0	0	1	0	0	1	0	0	1
合 計	予知なし	12	38	326	5	27	223	5	25	214
	予知あり	4	14	125	1	9	86	1	9	82

※ 夜間人口：70,828人、昼間人口：63,698人（平成27年国勢調査）

(2) 要救助者

最大ケースの朝5時（予知なし）の場合、市内の要救助者数は65人と想定される。朝5時においては木造建物において需要が高く、昼間及び夜間の時間帯には非木造建物での要救助需要が高くなる。発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が大きいため、木造住宅における救助事象を中心に救助活動が望まれる。

要救助者数想定結果

(単位：人)

	5 時			12 時			18 時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
予知なし	56	9	65	13	29	42	12	28	40
予知あり	21	3	24	5	11	16	5	11	16

8 生活支障の想定

(1) 滞留旅客・帰宅困難者

昼間に、東海地震の発生又は警戒宣言の発令に伴い交通機関が停止した場合、「広河原・芦安温泉周辺」では、登山客等がにぎわう6月から10月にかけて1,000人を超える滞留旅客・帰宅困難者が、また「楡形山・果実峡周辺」では、あやめ祭りや登山客等でにぎわう5月から8月にかけて多くの滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定される。「釜無川沿岸」では、十日市が開かれる2月の2,000人以上をピークに多くの滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定され、また1年を通じて毎月500人以上の滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定される。

また、夜間発災の場合、8月には1,000人を超える滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定され、特に「広河原・芦安温泉周辺」では7月から8月にかけて約500人～650人の滞留旅客・帰宅困難者が発生すると想定される。

滞留旅客・帰宅困難者数

ア 昼間（10時～18時）発災の場合

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
広河原・芦安温泉周辺	22	17	22	38	118	1,054	1,297	1,609	1,096	1,108	88	20
楡形山・果実峡周辺	116	178	158	332	1,040	1,038	707	957	250	307	326	187
釜無川沿岸	655	2,140	636	1,132	694	593	611	1,110	690	836	911	561
合計	793	2,335	816	1,502	1,852	2,685	2,615	3,676	2,036	2,251	1,325	768

イ 夜間（18時～翌10時）発災の場合

(単位：人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
広河原・芦安温泉周辺	43	28	56	61	78	115	518	656	216	178	94	50

楡形山・果 実峡周辺	108	135	155	147	206	148	194	355	133	131	131	112
釜無川沿岸	154	164	202	166	157	148	165	245	160	171	176	153
合 計	305	327	413	374	441	411	877	1,256	509	480	401	315

(2) 医療機能支障

市内には、県から峡西医療圏の地域災害拠点病院に指定されている「徳州会病院」が、また地域災害支援病院に指定されている「巨摩共立病院」、「宮川病院」及び「高原病院」等があるため、外来患者への対応は可能とされているが、手術・入院を要するような重傷患者への対応は若干支障が生じると想定されている。

医療需給過不足数

(単位：人)

対応可能入院 重傷患者数	要転院 患者数	重傷者数＋病院 死者数（5時）	対応可能外来 患者数	軽傷者数 （5時）	医療需給過不足数	
					入院患者対応	外来対応
76	34	50	484	326	- 8	158

(3) 住機能支障

ア 短期的住機能支障（発災～約1か月）

県は、発災1日後、1週間後及びライフライン復旧後の約1か月後の避難所生活者数及び避難所外避難者数を想定し、また避難所生活者数、避難所外避難者数を含めた一時的住居制約者を推計した。

住居制約者は、市内全域では発災1日後で15,211人、1週間後で4,370人、1か月後で796人と想定される。

なお、避難所がすべて被害もなく使えると仮定すると、避難者の避難所への収容は可能と想定される。

また、発災1日後の住居制約者数を食料需要者数と考えると、発生直後には市内で1日当たり45,633食分が必要とされ、飲料水不足量は50tと想定されている。このため、今後ともこれらの数値を目標に備蓄対策を推進するとともに、住民自身による備蓄の啓発・推進を図っていく必要がある。

(注) 「避難所外避難者」：疎開を含め、親戚・友人宅など避難所以外への避難者

「一時的住居制約者」：地震によって住んでいた住宅が倒壊・焼失した人。あるいは家は無事でもライフラインの途絶によって生活に支障を来たす人

短期的住機能支障想定結果

(単位：人)

	避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数(合計)			
	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計
発災1日後	248	270	9,370	9,888	133	145	5,045	5,323	381	415	14,415	15,211
〃 1週間後	248	270	2,323	2,841	133	145	1,251	1,529	381	415	3,574	4,370
〃 1か月後	248	270	0	518	133	145	0	278	381	415	0	796

避難所収容人数と想定避難所生活者数との比較

(単位：人)

避難所収容 人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口 (1週間後)	避難所人口 (1か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
				1日後	1週間 後	1か月 後	1日後	1週間 後	1か月 後
20,740	9,888	2,841	518	10,852	17,899	20,222	0.48	0.14	0.02

避難所収容人数と想定住居制約者数との比較

(単位：人)

避難所収容 人数	住居制約者数 (1日後)	住居制約者 数(1週間 後)	住居制約者 数(1か月 後)	収容人数－住居制約者数			避難所人口／住居制約者数		
				1日後	1週間 後	1か月 後	1日後	1週間 後	1か月 後
20,740	15,211	4,370	796	5,529	16,370	19,944	0.73	0.21	0.04

イ 中期的住機能支障(発災約1か月～約1年)・長期的住機能支障(発災約1年～数年以降)
 発災約1か月以降になれば、避難所生活から応急仮設住宅等への生活へと推移し、また発
 災約1年～数年以降になれば、公営住宅等本格的な恒久住宅等での生活へと移行していく。
 発災約1か月以降の応急仮設住宅需要は、市内全域で250世帯と想定される。

中長期的住機能支障想定結果

(単位：世帯)

中期的住機能支障	長 期 的 住 機 能 支 障			
応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建替	自宅改修・修理
250	160	24	39	6

(4) 清掃・衛生機能支障

ア 仮設トイレ需要数

地震により上水道・下水道施設が損壊し、トイレが使用できない場合には、トイレ不足が
 深刻となるため、市では仮設トイレを備蓄している。

イ 瓦礫発生量

建物の倒壊や焼失による被害等によって、市内で約40千t(50千m³)の住宅・建築物系
 のがれきが発生すると想定される。

このため、あらかじめ公共空地等がれきの仮置場を選定しておく必要がある。

住宅・建築物系の瓦礫発生量想定結果

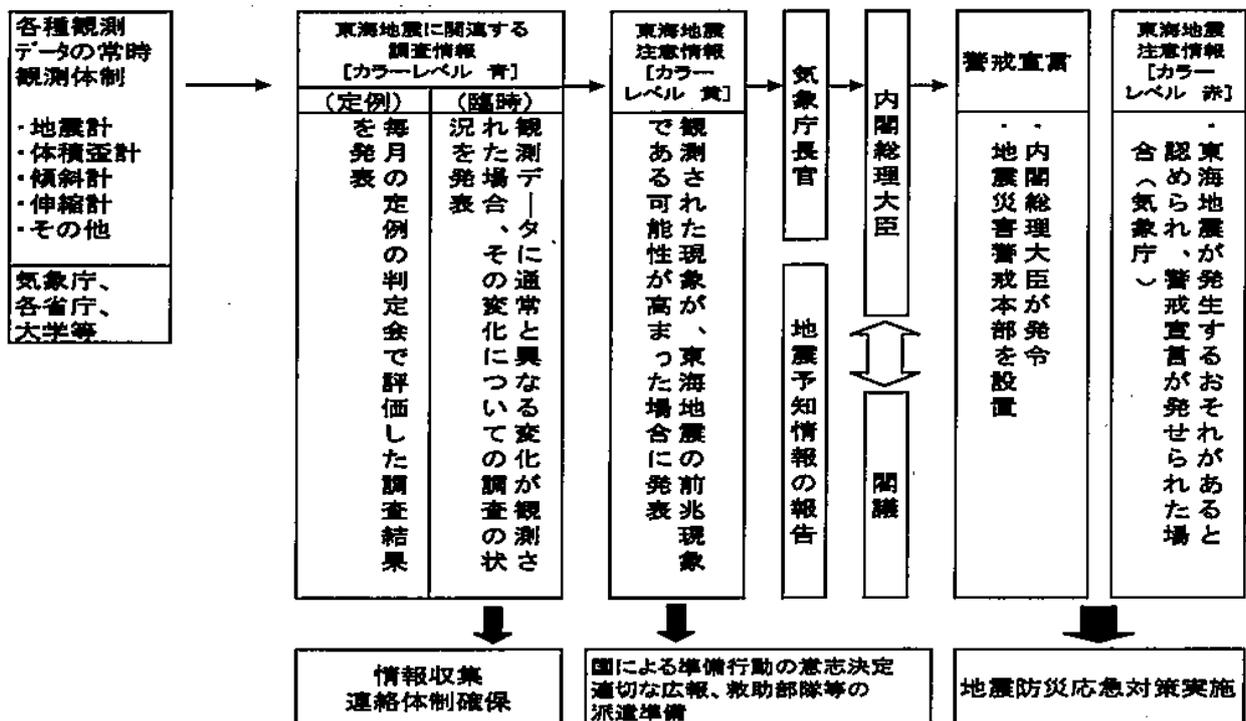
重 量 (単位：千 t)				体 積 (単位：千 m ³)			
木造倒壊による	非木造倒壊による	焼失による	合計	木造倒壊による	非木造倒壊による	焼失による	合計
19.6	19.0	0.3	38.9	37.2	12.2	0.6	50.0

第2節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等取るべき対策を定める。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、共通対策編第2章「災害予防計画」による。

東海地震に関連する情報発表の流れ



第3節 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

第1 東海地震に関連する調査情報発表時の体制

1 市職員の配備体制及び行動

東海地震に関連する調査情報が発表された場合、防災危機管理課長、防災危機管理課防災担当職員全員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

市は、防災危機管理班の中から連絡用職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報への周知

(1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報発表の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

市防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール、公共情報commons（テレビ文字放送）、CATV局の協力を得て、東海地震に関連する調査情報の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、市長は物資の点検、調達、児童生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

2 市職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

- ① 地震予知に関する情報等の収集及び伝達
- ② 地震災害警戒本部設置の準備
- ③ 消火薬剤、水防資機材等、市が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- ④ 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難場所の開設準備
- ⑤ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑥ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 住民への広報

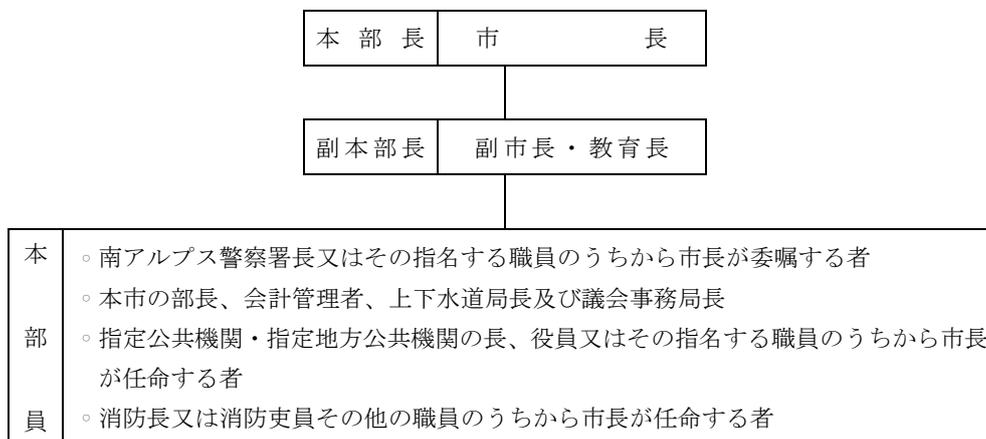
市防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール、公共情報commons（テレビ文字放送）、CATV局の協力を得て、東海地震注意情報の内容とその意味について周知を行い、旅行の自粛など適切な行動を呼びかけるものとする。また、市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

第3 東海地震予知情報発表（警戒宣言発令時）の体制

1 南アルプス市地震災害警戒本部の設置

東海地震予知情報が発表された場合、「南アルプス市地震災害警戒本部条例」及び「南アルプス市地震災害警戒本部活動要領」に基づき、市長は、直ちに南アルプス市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

市警戒本部の概要は、次のとおりである。



資料編 ○南アルプス市地震災害警戒本部条例 (P1640)
 ○南アルプス市地震災害警戒本部活動要領 (P1641)

2 市職員の配備

直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につく。

3 市警戒本部の事務

市警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- ② 自主防災会や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- ③ 避難の勧告又は指示
- ④ 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設
- ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施
- ⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- ⑦ 救急救助のための体制確保
- ⑧ その他市内での地震防災対策の実施

東海地震（予知あり）に係る配備体制

配備体制の名称	配 備 基 準	配備を要する所属及び人員等
東海地震に関連する調査情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震に関連する調査情報が発表されたとき。（東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合）	防災危機管理課長 防災危機管理課職員全員
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震注意情報が発表されたとき。	全職員

東海地震 予知情報（警戒宣言） 配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長 が指示したとき。	全職員
----------------------------	--------------------------------	-----

第4 地震発生時の体制

1 市本部（南アルプス市災害対策本部）

- (1) 市長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため市本部を設置する。
- (2) 市警戒本部から市本部に移行するときの市本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に努める。

2 組織及び分掌事務

市本部の組織及び分掌事務は、共通対策編第3章第1節「応急活動体制計画」に定めるところによる。

3 市本部の事務

市本部が実施する主な事務は、次のとおりである。

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難場所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ ボランティアの受入れ
- ⑧ 自主防災会との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生の防御、拡大防止のための措置等

第4節 情報の内容と伝達

第1 地震予知に関する情報等の伝達

1 情報の種類及び内容

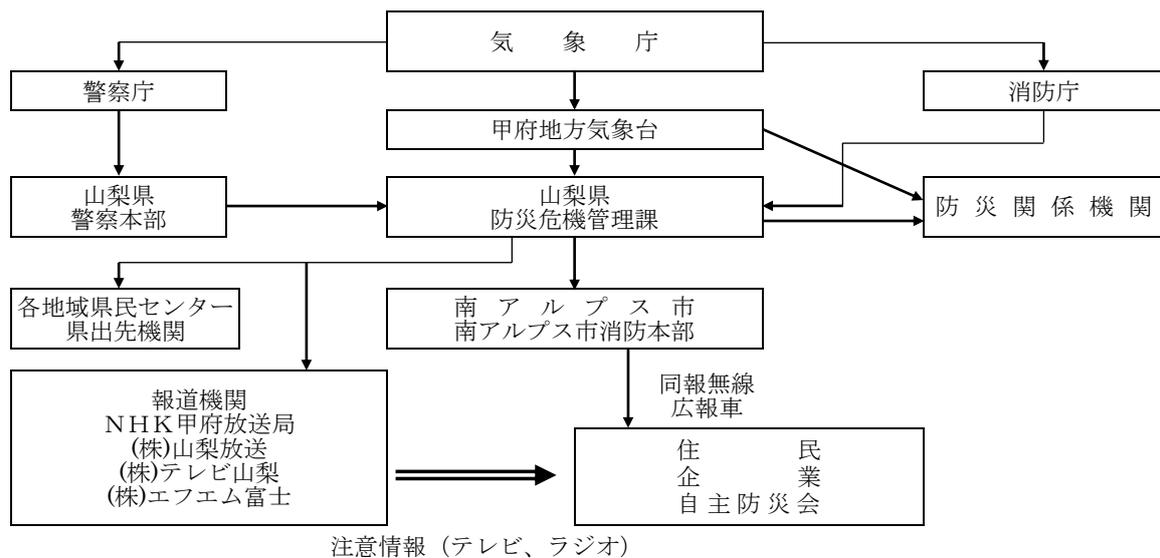
東海地震に関する情報名及び内容は、次のとおりである。

情報名	内容		
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報 (カラーレベル 赤)		
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報 (カラーレベル 黄)		
東海地震に関する調査情報	東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報 (カラーレベル青)	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因について調査の状況を発表
		定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表

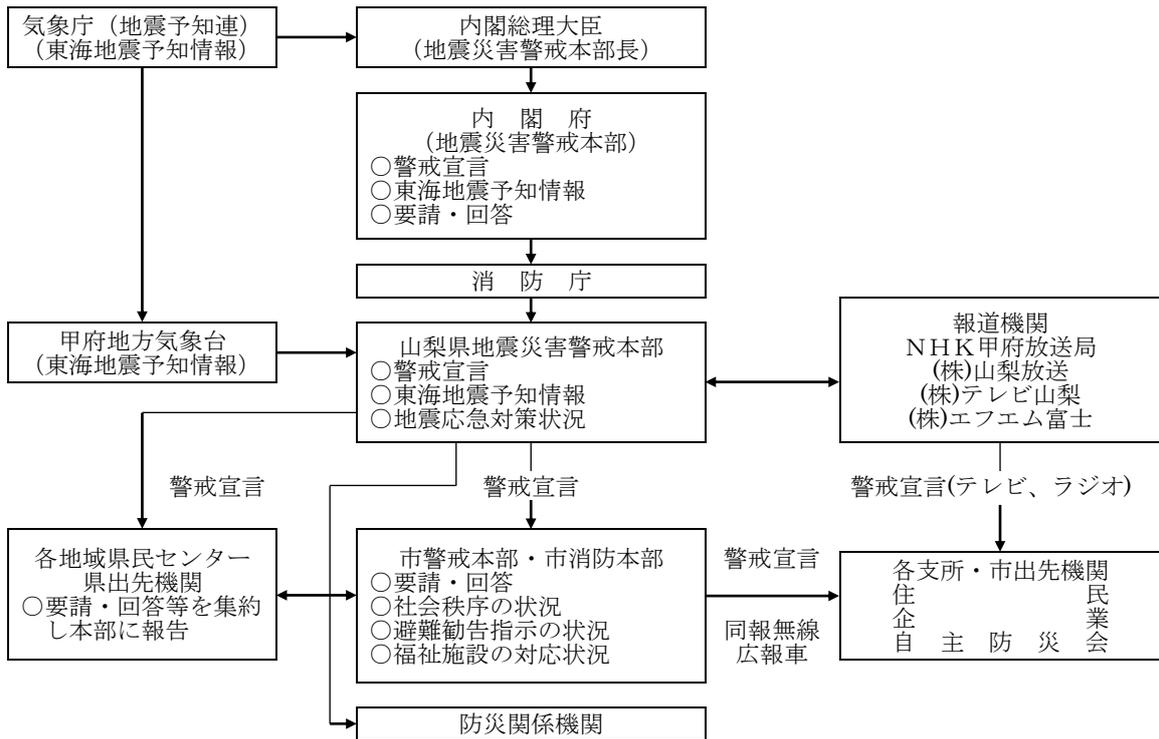
※ 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。

2 情報の伝達及び通報

(1) 東海地震注意情報（東海地震に関連する調査情報）

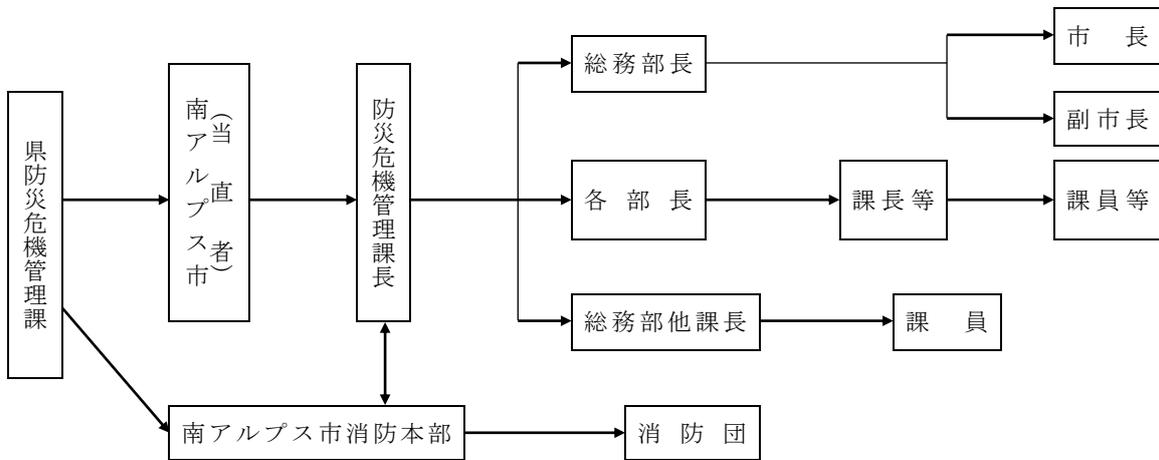


(2) 警戒宣言発令時の情報伝達

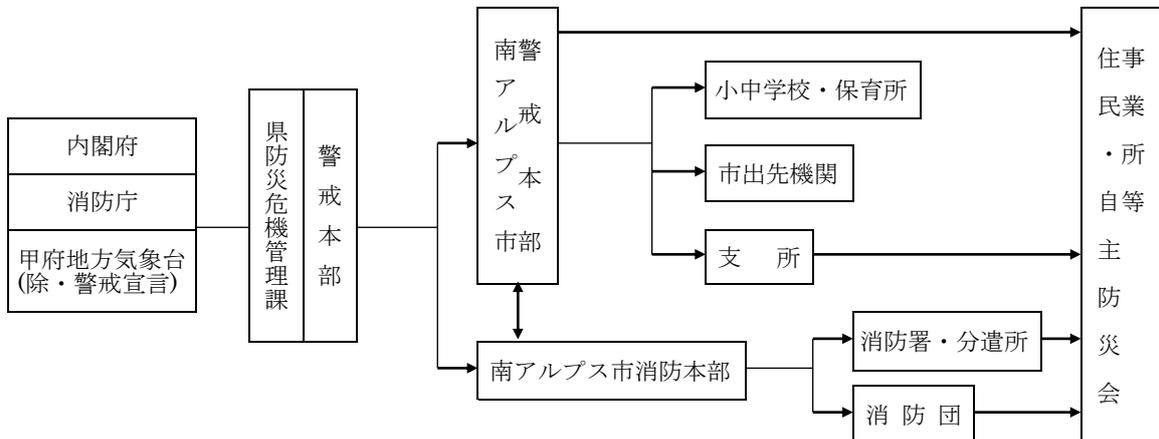


3 市域における伝達系統

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 勤務時間内及び警戒本部設置後



第2 応急対策実施状況等の収集伝達

1 防災関係機関との情報収集伝達

市は、県、防災関係機関と相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容等

(1) 関係機関等からの情報収集

市警戒本部は、防災関係機関等から次の情報等を収集する。

関係機関名	収集すべき情報
中巨摩医師会	病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
南アルプス警察署	交通規制の状況
NTT東日本(株)山梨支店	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
山梨交通(株)	運転を停止したバス台数及び営業所に残留している旅客数
市福祉課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している園児数
市教育委員会	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
避難場所の施設管理者	避難状況
南アルプス市商工会	主要スーパーの営業停止店舗数

(2) 県警戒本部への報告

市警戒本部は、収集した情報を県警戒本部に報告する。

報告事項	報告ルート
避難状況、救護状況、旅行者数(定期バス(施設構内の者を除く。))、通行規制等で停滞している車両数 ボランティアニーズの把握	市→中北県民センター→県警戒本部
保育を停止した保育所数、保育所に残留している園児数	市→中北県民センター→県福祉保健部→県警戒本部
授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数	市教育委員会→県教育事務所→県教育委員会→県警戒本部
私立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数	市→県福祉保健部→県警戒本部
主要スーパーの営業停止店舗数	市→中北県民センター→県商工労働部→県警戒本部

3 「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(1) 東海地震注意情報発表時

市は、次の様式により各状況を中北県民センターに対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況(様式4-3-1)
- イ 地震防災応急対策実施等状況票(様式4-6-1)

(2) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

市は、次の様式により各状況を中北地方連絡本部に対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況(様式4-3-1)

イ 市町村別避難所開設状況一覧表 (様式4-5-1)

ウ 地震防災応急対策実施等状況票 (様式4-6-1)

資料編 ○ 「東海地震に関連する情報」発表時の状況報告様式 (P1615)

第5節 広報活動

第1 市の広報活動

1 広報体制

市警戒本部（秘書班）は、住民に対して的確な広報を行い、適切な対応をとるよう促すものとする。

また、住民等の問い合わせに対応できるよう、危機管理班は、問い合わせ窓口等を開設する。

2 広報内容

市は、次の事項について広報を行う。

- ① 東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明
- ② 主な交通機関の運行状況及び交通規制状況
- ③ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ④ ライフラインに関する情報
- ⑤ 緊急時以外の電話の自粛
- ⑥ 市内の生活関連情報
- ⑦ 事前避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- ⑧ 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- ⑨ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ⑩ 家庭において実施すべき事項
- ⑪ 自主防災会に対する防災活動の呼びかけ
- ⑫ 金融機関が講じた措置に関する情報
- ⑬ 市の準備体制の状況
- ⑭ その他必要な事項

3 広報手段

次の広報手段を活用し、広報を行う。

- ① 市防災行政無線
- ② 広報車
- ③ L-A L E R T（テレビ文字放送）
- ④ C A T V（外国語放送、手話放送、文字放送を含む。）
- ⑤ 市ホームページ
- ⑥ 臨時広報紙、冊子
- ⑦ 支所等への住民相談窓口の開設
- ⑧ 自主防災会を通じた広報活動

4 広報文例等

東海地震に関連する情報についての放送文例は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○「東海地震に関連する情報」に関する知事の放送文例 (P1717)

第2 県の広報活動

県は、東海地震に関連する調査情報・東海地震注意情報・東海地震予知情報及び警戒宣言等に関

する情報、主な交通機関運行状況及び交通規制状況、ライフラインに関する情報、家庭において実施すべき事項等について、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子など様々な広報手段により実施する。

第3 県警察の広報活動

県警察は、車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用等により広報する。また、新聞、テレビ、ラジオ等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる警戒宣言発令の広報を実施する。更に、交番等を利用した住民相談窓口を開設する。

第4 防災関係機関の広報活動

1 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

2 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

4 NTT

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

5 バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

6 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

7 水道管理者（市上下水道局）

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

8 その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第6節 避難活動

第1 避難指示の基準等

警戒宣言発令時における避難指示の基準は、次のとおりである。なお、注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の災害時要援護者の避難を実施することができるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第2 避難場所の定義等

避難場所の定義、避難地への避難系統図は、共通対策編第3章第15節「避難対策計画」第2に定めるところによるものとする。

第3 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の指示の対象となる「事前避難対象地区」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により指定された「急傾斜地崩壊危険区域」の地域とする。

2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の避難場所、避難場所までの避難路
- ③ 災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 車両による避難が行われる地域及び対象者
- ⑤ 避難の勧告と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 避難指示及び警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難の指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

4 自主防災会への指示

市長は、警戒宣言発令時には、自主防災会に対し次の指示を行う。

自主防災会への指示事項

- ① 防災用具、非常持ち出し品及び食料の準備
- ② 避難場所、避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 収容者の安全管理に対する協力
- ④ 負傷者の救護準備
- ⑤ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- ⑥ 耐震性の不十分な建物からの避難の勧め

5 災害救助法の適用となる避難対策への対応

市長は、災害救助法が適用されるほどの地震が発生した場合に、適切な避難対策が実施できるよう、地区ごとの住家滅失世帯調査班（税務班）の編成、適用申請用紙の準備等を行うものとする。

6 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人、外来者等に対する避難誘導等については、CATV、広報車等による外国語放送、市ホームページへの外国語掲載など、適切な措置を講ずる。

7 帰宅困難者及び滞留旅客対策

バス事業者、南アルプス市観光協会等の関係事業者と連携して、帰宅困難者及び滞留旅客の現状を把握するとともに、各種情報の提供、帰宅困難者・滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援の対策を実施する。

8 避難場所における避難生活の確保

- (1) 市が設置した避難場所には、情報連絡のため市職員（市民活動支援班、国保年金班）を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災会等が準備する。
- (3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- (4) 市は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、関係事業者等（山梨交通(株)、南アルプス市観光協会等）と協議する。
- (5) 市は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 市は、災害時要援護者に配慮するとともに、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配など重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 避難場所では自主防災会の単位で行動する。

資料編 ○ 指定避難所・指定緊急避難場所一覧表 (P1019)

第7節 市民生活防災応急活動

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- ② 市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携を取り緊急の措置を講ずる。

2 市の活動内容

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急避難等で、非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 防災備蓄倉庫の在庫状況の把握
- (3) 相互応援協定締結市町村のうち、地震防災対策強化地域以外の市町村からの必要物資の調達
- (4) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (5) 救助物資の受入場所の確保と受入体制の整備
- (6) 生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、当該事態が起こった場合には、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中部西関東市町村地域連携軸協議会連絡先一覧表 (P1014) ○ 全国市町村あやめサミット連絡協議会連絡先一覧表 (P1015) ○ 災害時における相互応援に関する協定書 (P1133) ○ 全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書 (P1137)
------------	---

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における市（上下水道局）の活動内容は、次のとおりである。

- 1 市（企業局）は、緊急貯水を実施する。警戒宣言発令後は、一時的に大量の水道水が必要となるので、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要量の確保に努める。
- 2 市（上下水道局）は、給水班、工務班を編成し、給水方法、給水地点及び応急復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- 3 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- 4 給水車、応急給水用資機材の点検及び給水体制の確立を図る。
- 5 水道工事業者等との協力体制を整える。
- 6 住民に対して、必要量の飲料水を確保するよう広報を行う。

第3 医療活動

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

- 1 各地区の健康センター又は避難場所等に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入体制について、中北保健所に通知する。

- 2 市内医療機関の診療継続状況を把握する。
- 3 傷病者を搬送するための車両、要員を確保する。また、交通規制状況を把握する。
- 4 住民に対して、医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受入体制について広報を行う。

資料編 ○市内医療機関一覧表 (P1035)

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

1 市の活動内容

警戒宣言発令時における市の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 仮設トイレの準備を行う。
- (2) 清掃、防疫のための資機材を準備する。
- (3) 関係業者との地震発生時における協力体制の構築を図る。

2 住民・自主防災会の活動内容

警戒宣言発令時における住民・自主防災会の活動内容は、次のとおりである。

- (1) し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 必要に応じ、自主防災会において清掃班を編成し、清掃、防疫のための資機材、仮設トイレを準備する。

資料編 ○ごみ収集運搬業許可業者一覧表 (P1017)
○浄化槽清掃業許可業者一覧表 (P1018)

第5 幼児、児童生徒の保護活動

- 1 東海地震注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に児童生徒等全員を地区ごとに集合し、点検確認後、幼児、児童については地区担当教職員の引率のもとに下校させる。
- (3) 留守家族児童生徒等は、学校等において保護し、保護者の来校を待って引き渡す。

- 2 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に児童生徒等全員を地区ごとに集合し、点検確認後、幼児、児童については地区担当教職員の引率のもとに下校させる。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市警戒本部との連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

- (5) 授業（保育）終了時に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止し、学校は注意情報又は予知情報が解除されるまでの間休校とする。

第6 自主防災活動

注意情報発表時から災害発生時までの間、市等が迅速、的確に実施する準備行動及び地震防災応急対策に併行して、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等災害時要援護者が避難を開始する場合は、必要により市保健師と連携を図り、自主防災会において避難場所まで搬送する等の対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、災害時要援護者の受入体制、必要な日常生活用品等の確保など、市や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。

ウ 避難応急対策実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止

イ タンス、食器棚等からの落下等防止

ウ 出火防止及び防火対策

エ 備蓄食料・飲料水の確認

オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。

(6) 避難行動

ア 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、速やかに次の施設に避難させる。避難後は避難状況を確認し、市警戒本部に報告する。

地区名	避難場所	所在地	電話番号	想定避難者数
新倉、古屋敷、古屋敷別、小曾利、西河原一2、杵沢、大曾利(芦安)	芦安小学校	芦安安通 335	055 288—2006	334人
	甲斐芦安線の寸断が想定されるような状況が認められる場合 白根源小学校	有野 490	055 285—1128	
塩前(白根)	白根源小学校	有野 490	055 285—1128	72人
秋山(甲西)	落合小学校	落合 1092	055 282—1429	28人

イ 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、市保健師等と連携を図り、自主防災会において避難場所まで搬送する。この場合、必要により車両を活用して速やかに避難場所まで避難する。

ウ 避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難する。

エ 事前避難対象地区外であっても、耐震強度が不十分な家屋住民に対して、付近の安全な空き地等へ避難するよう勧める。

(7) 避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、市防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7 家庭における防災活動

家庭においては、東海地震の関連する情報に応じて、適切な防災活動を実施する。

1 東海地震観測情報が発表された場合

市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて普段と同じような行動をとる。

2 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 地震発生に備え、次のような準備行動を実施する。

ア 不要不急の旅行、出張の自粛

イ 自動車の使用を控える。

ウ 食料・飲料水等の確保

エ 浴槽等への水の汲み置き

- オ 家族同士の連絡方法の確認
 - カ 室内の家具の固定
 - キ その他必要な準備行動の実施
- (2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
- (1) 地震発生に備え、日ごろの防災訓練の経験を生かして、慌てずに落ち着いて次のような行動を実施する。
- ア 崖崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物からの避難
 - イ 飲料水の貯え、食料・医薬品・懐中電灯・ラジオ等の非常持ち出し品の確認
 - ウ 火元の点検、破損・転倒しやすいものの点検の実施
 - エ 避難地・避難所の確認
 - オ 屋根の修理等の危険な作業を控える。
 - カ 交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。
 - キ その他必要な防災行動の実施
- (2) 市防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。
- (3) 病人等災害時要援護者は、家族と、あるいは自主防災会等の協力によって、指定避難場所に避難する。

第8節 防災関係機関の講ずる措置

第1 電力（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

- 1 東京電力パワーグリッド（株）山梨総支社非常災害対策本部を設置する。
- 2 東海地震注意情報が発せられた場合
 - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。
 - (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。
また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。
 - (3) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。
 - (4) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。
 - (2) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

第2 通信（NTT、NTTドコモ）

- 1 東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。
- 2 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。
- 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。

第3 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

- 1 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。
ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。

- ※注 (1)は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの
- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。
 - (3) 上記の(1)及び(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来たさないような措置を講じる。
 - (4) 郵便局については、日本郵政公社南関東支社や甲府中央郵便局と「日本郵政公社防災業務計画」(改正：平成15年4月1日)を踏まえた警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行うものとする。
 - (5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。
 - (6) 手形交換又は不渡処分取扱いは、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡を取り、その指示に従う。
 - (7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

3 発災後

- (1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとる。
- (2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図る。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとる。
- (4) 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡を取り、その指示に従う。
- (5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。
- (6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

第4 バス(山梨交通株式会社)

1 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。
- (2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。
- (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

2 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合

- (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童生徒については、学校と連絡を取り、必要な対応措置を取る。

第5 病院、診療所

1 病院、診療所に対する依頼

市は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては、次の基準に従って適切な措置を行うよう、中巨摩医師会を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

2 住民への広報

市は、医療機関における外来患者の受入れは、原則として東海地震注意情報発表時には制限され、また東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは中止になるので、住民に対して外来診療は控えるよう、広報車、市ホームページ等を活用し、また自主防災会を通じて、理解と協力を求めるものとする。

第6 スーパー等

1 スーパー等に対する依頼

市は、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては次の措置を行うよう、南アルプス市商工会等を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水・生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

2 住民への広報

市は、住民に対して、不要な買い物や買い占めの自粛等、冷静な行動をとるよう、広報車、市ホームページ等を活用し、広報を実施するものとする。

第7 県・市社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。
- 5 要援護者に関するニーズ把握を行う。

第9節 交通対策

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、市は、県警察が行う交通対策と連動して、住民に対して①テレビ等による交通情報等の視聴、②不要不急の旅行の自粛、③車両運転の自粛、④運転者のとるべき措置等について、広報車、市ホームページ等の活用により、広報を行うものとする。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

- ① 市内での一般車両の走行は極力抑制する。
- ② 市内への一般車両の流入は極力制限する。
- ③ 市外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ④ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保する。
- ⑤ 高速自動車道については、一般車両の市内への流入を制限するとともに、市内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- (2) 緊急輸送路、避難路その他防災上重要な幹線道路
- (3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
- (4) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- (5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- (6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- (7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施に当たっては、県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。
- (2) 交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者の執るべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時には、運転者は次の措置をとるよう、周知徹底を図る。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、県警察は、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

第5 交通情報及び広報活動

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第10節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、市域内の一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとする。市においても、事業所等に対して必要な情報の伝達、要望等を行うものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
- (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
- (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認

2 顧客、従業員等への対応

- (1) 注意情報の発表の周知、内容の説明
- (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
- (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

1 施設内の防災体制の確立

- (1) 原則、施設の利用・営業等を中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
- (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
- (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施

2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第3 市の措置

市は、平素から、また東海地震の関連情報が発表されたときは、「広報 南アルプス」、市ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の措置を行うものとする。

1 平常時の措置

市は、消防署と連携して、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

- (1) 施設・設備の安全対策の推進
- (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育
- (3) 徒歩による帰宅訓練の実施
- (4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄

(5) 防災訓練の実施

2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときの措置

市は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。

(1) 要請、要望事項

- ア 施設・設備の転倒防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施
- イ 早期退社の勧め
- ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知
- エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛

(2) 周知事項

- ア 避難地・避難所の指定場所
- イ N T Tが地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤルの利用方法